

新産業廃棄物最終処分場環境保全委員会設置要項（案）

（目 的）

第 1 条 新産業廃棄物最終処分場（以下、「施設」という。）の建設及び稼働に伴う生活環境への影響の防止及び施設の維持管理に対する信頼性の確立を図るため、生活環境調査委員会の提言に基づいて、一般財団法人茨城県環境保全事業団（以下、「事業団」という。）は、新産業廃棄物最終処分場環境保全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任 務）

第 2 条 委員会は、施設に関する次の事項について審議する。

- (1) 最終処分場の維持管理状況及び周辺環境の状況等に関する環境モニタリングについての計画及び結果の評価
 - (2) 施工中の周辺環境の状況等の環境モニタリングについての計画及び結果の評価
 - (3) モニタリング結果の情報公開に関すること
- 2 委員会は、前項のほか、必要な事項について調査、検討する。
- 3 委員会は、前 2 項の結果に基づいて事業団に対して指導・助言できる。

（組織等）

第 3 条 委員は、茨城県及び日立市と協議の上、事業団が決定する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会には、委員長及び副委員長をおく。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、委員会を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時には、その職務を代理する。

（会 議）

第 4 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときには、一部の委員による会議を開催することができる。
- 4 委員長は、必要と認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

（庶 務）

第 5 条 委員会の庶務は、事業団において処理する。

（委 任）

第 6 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、令和 5 年 月 日から施行する。

※ 委員会は、学識者、住民代表、行政で構成する予定